

地域未来投資促進法に基づく支援制度の御案内

「地域未来投資促進法」は、地域の特性を生かして、高い付加価値を創出し、地域の事業者に対し、経済的効果を及ぼす「地域経済牽引事業」を促進することを目的としています。

滋賀県は、地域の特性を活かした新しい事業の展開や事業の拡張に取り組まれる事業者を国や市町とともに支援いたします。

活用いただける主な支援制度

(国税) 法人税の課税の特例 (地域未来投資促進税制)

事業計画に従って建物・機械等の設備投資を行う場合に、法人税の特別償却または税額控除を受けることができます。【適用期限：令和9年度末】

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品 ＜上乗せ要件を満たす場合＞	35% 50%	4% 最大 6%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

国による課税特例の確認①～⑤に加え、租税特別措置法等の規定に適合する必要があります。

- ①先進性を有すること ②労働生産性の伸び率4%以上、もしくは投資収益率5%以上 ③設備投資額が1億円以上
 ④設備投資額が前年度減価償却費の25%以上（※対象事業者が連結会社の場合には同一の連結の範囲に含まれる他の全ての会社の減価償却費を合算すること） ⑤過去5年度の対象事業に係る市場規模の伸び率より5%以上高いこと等
 （注意点）

- 対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制措置の対象となる金額は80億円が限度となります。
- 税額控除は、その事業年度の法人税額の20%相当額が限度となります。
- 対象資産を貸付けの用に供する場合や中古の資産の取得は対象外です。
- 事業計画の承認後であっても、国の確認前に取得した場合は、対象外となります。
- 中小企業者以外の法人は、税額控除について別途条件があります。

○地域未来投資促進税制に関するホームページ（経済産業省） →
https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html



(地方税) 課税の特例

【県税】不動産取得税の負担が軽減（9/10）されます。【適用期限：令和9年度末】

対象資産：土地（建物敷地分のみ）、建物

【市町税】以下の市町で固定資産税の課税免除または負担が軽減されます。

対象資産：土地、建物、構築物

実施市町：長浜市、近江八幡市、高島市、東近江市、米原市、日野町

■金融による支援措置

- ・日本政策金融公庫からの固定金利での融資 他

■規制の特例措置等

- ・農地転用許可等の手続き、市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 他

○地域未来投資促進法および支援措置一覧等に関するホームページ（経済産業省） →

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/jigyou.html



支援措置を活用いただくには

「地域経済牽引事業計画」が承認されるには、以下の要件を満たしている必要があります。

要件1：地域の特性を活用すること（以下の①～⑥のいずれかの分野に該当した事業を行うこと）

①成長ものづくり分野

加工組立型業種（はん用機械、電気機械、電子・デバイス等）、部材・素材関連業種（窯業・土石工業、化学工業等）および食料品製造等の産業集積と地理的条件を活かした新たな事業の創出等

②医療・ヘルスケア分野

医療・健康関連等の産業集積を活かした新たな事業の創出等

③環境・エネルギー分野

集積する企業、大学、研究機関が保有する知見・技術を活かした新たな事業の創出等

④デジタル関連分野

情報人材を活かした新たな事業の創出等

⑤観光・スポーツ分野

琵琶湖をはじめとする自然や歴史遺産・文化資産等の観光資源を活かした新たな事業の創出等

⑥物流分野

交通の要衝としての地の利を活かした新たな事業の創出等

要件2：高い付加価値を創出すること

事業の計画期間を通じた付加価値額の増加 6,000万円を上回ること

※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課

（費用総額＝売上原価＋販売費および一般管理費）

※事業計画最終年度の単年度における当該事業の付加価値額の増加分が6,000万円を上回ることが必要

要件3：以下の①～④のいずれかの経済的効果が見込まれること

①県内の事業者の売上額が開始年度比で5%以上増加すること

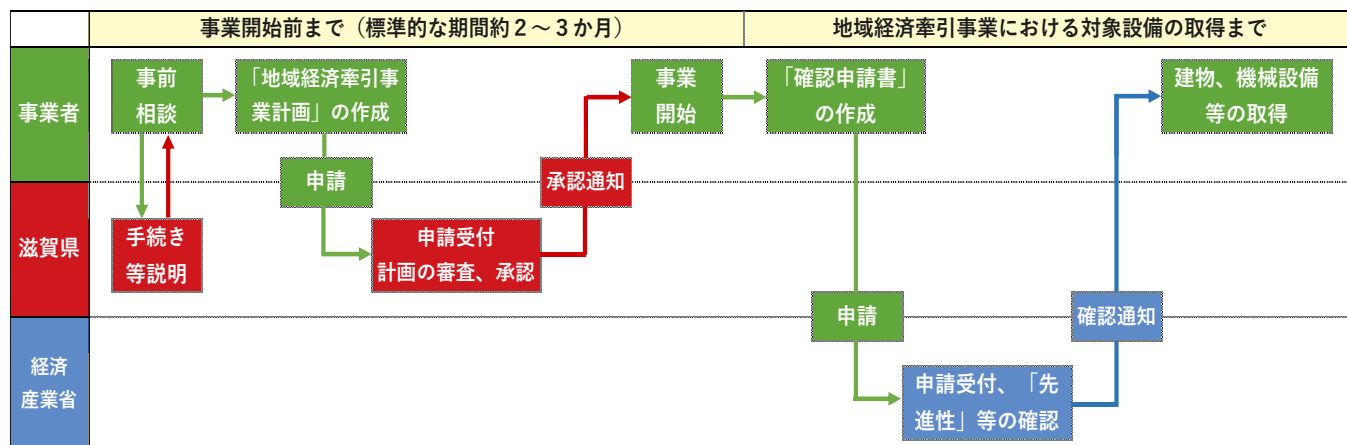
②県内の事業者間での取引額が開始年度比で5%以上増加すること

③県内の事業者の雇用者数が開始年度比で2人以上増加すること

④県内の事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で3%以上増加すること

手続きの流れについて

「地域経済牽引事業計画」は、土地・機械設備等は取得まで、建物は着工までに県の承認を受ける必要があります。



※地方税の優遇措置を受けられる場合も、経済産業省の「先進性」等の確認が必要となります。

問い合わせ先：下記または立地市町の商工担当部署

滋賀県 商工観光労働部 産業立地課 TEL:077-528-3792

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/17890.html>

